２公告第 21 号

入　札　公　告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の６の規定により公告します。

令 和 ２ 年 10 月 ５ 日

松 川 村 長　　平 林　　明 人

１　工事の概要	
工　事　名	令和２年度　村営住宅細野団地改修工事
工事場所名	松川村　村営住宅細野団地
工　事　概　要	建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事
工　　期	契約締結日 から 令和３年３月 31 日（水） まで
低入札価格調査制度	適用あり（低入札価格調査制度事務処理要領の規定による。）
支　払　条　件	前払金及び部分払あり（松川村財務規則及び松川村公共工事に伴う前払金取扱要領の規定による。）
２　入札に参加する者に必要な資格	
共　通　事　項	・地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。 ・建設業法第 28 条の規定に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。 ・松川村入札参加資格者に係る指名停止要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。 ・長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 ・松川村建設工事入札参加資格を有する者であること。 ・有効な経営事項審査を有する者であること。 ・松川村暴力団排除条例（平成 23 年松川村条例第 17 号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。 ・入札公告日の時点において、滞納している村税等徴収金がないこと。
建設業許可	建設業法第３条第１項の規定に基づく建築一式工事業に係る建設業許可を有していること。
資格総合点数	経営事項審査結果通知書（契約予定日の１年７月前の日の直後の営業年度終了の日を基準日）の総合評定値（Ｐ点）に、村客観点数を加算したものが、723 点以上であること。
技術者に関する要件	次に掲げる基準を満たす建設業法第 26 条の規定による主任技術者又は監理技術者を配置できること。 ・直接的かつ継続的な雇用関係を有する者であること。（松川村現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の雇用関係確認要領（以下「雇用確認要領」という。）の規定による。）
地　域　要　件	令和２年４月１日時点で、松川村内に本店、支店又は営業所を有していること。
同種工事実績に関する要件	なし
村工事契約実績に関する要件	なし
その他の要件	なし

３　入札手続等

入札参加申請	事前の入札参加申請手続きは要しない。	
入　札　方　式	入札書等（入札書、工事費内訳書及び当該対象工事の入札公告で提出が必要な書類をいう。以下同じ。）は郵送により提出すること。提出方法は、松川村受注希望型競争入札（事後審査・郵送方式）入札条件等注意書（以下「注意書」という。）６の規定による。	
設計図書等の入手方法	設計図書等（設計書、設計図面、共通仕様書及び特記仕様書をいう。以下同じ。）、契約書（案）、注意書は、松川村公式ホームページに掲載する。	
質問の受付	設計図書等について質問がある場合は、下記受付日時に質問書（指定様式）により、「14 入札担当」欄に示すメールアドレスへ電子メールで提出すること。 受付日時　　令和２年 10 月 15 日（木）午前８時 30 分から午後５時まで	
質問の回答	令和２年 10 月 19 日（月）から松川村公式ホームページに一括で掲載する。 ただし、質問内容により回答（ホームページへの掲載）に日数を要する場合がある。	
入札書等配達指定日	入札書等配達指定日　　**令和２年 10 月 29 日（木）** ・質問回答において、応札のための積算に関する事項を掲載することがあるので、質問回答を確認のうえ入札書等を提出すること。 ・右記を提出先として上記の入札書等配達指定日を指定して郵便局に差し出す。配達日として指定できる期間は、予め郵便局に確認すること。 ・一般書留又は簡易書留により、入札書等配達指定日に配達日指定郵便で郵送された入札書等のみ有効とする。	提出先 〒399－8501 北安曇郡松川村 76 番地５ 松川村役場　総務課　財政係
開　札　日　時	**令和２年 10 月 30 日（金）午前 10 時 00 分～**	開札場所 松川村役場　講堂
落札予定日	**令和２年 11 月９日（月）** ・入札参加資格審査等の状況により、変更する場合がある。	
入札結果等の公表予定日	開札状況：落札候補者を決定した日の翌日 落札結果：落札決定した日の翌日 ・入札結果等は、松川村公式ホームページに掲載すると共に、松川村役場総務課財政係において閲覧により公表する。	

４　設計図書等の優先順位等

入札公告している設計図書等について設計図書間に食い違いがあった場合、入札見積に関しての優先順位は、公告文等に特別な記載がある場合を除き原則として次に示す順とする。

なお疑義がある場合は、応札者は質問期間中に質問を提議し、回答を得ること。また、質問書受付日時以外に送付された質問及び意見を公告内容に反映させることは、入札の公平性を保つため原則として行わない。

・食い違いがあった場合の優先順位　　１　質問回答　　２　設計書　　３　設計図面

５　入札保証金に関する事項

注意書５の規定による。

６　入札書等の不受理

注意書７の規定による。

7　工事費内訳書の提出

注意書９の規定による。

8　入札書の無効

注意書 13 の規定による。

9　入札参加資格要件の審査

注意書 15 の規定による。

10　落札者及び落札価格の決定

注意書 16 の規定による。

11　契約保証

注意書 17 の規定による。

12　契約の締結

注意書 18 の規定による。

13　その他

・特定建設共同企業体による入札への参加は認めない。

・実質支配会社（次のいずれかに該当する場合）は、本件入札に同時入札することはできない。

ア 人的関係のある会社。（ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社。

エ 事業協同組合とその構成員。

・落札者の決定後、本件入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないときがある。

・その他、この条件に定める以外の事項については、注意書に示すとおりとする。

14　入札担当

松川村役場　総務課　財政係

住所 〒399-8501　長野県北安曇郡松川村 76 番地５

電話 0261-62-3111 内線 216　ＦＡＸ 0261-62-9405

電子メール zaisei※vill.matsukawa.nagano.jp　（※は@に読み替えること）

松川村公式ホームページ http://www.vill.matsukawa.nagano.jp/

15　封筒用貼り付け用紙

点線に沿って切り取り必要事項を記入の上、封筒の表面に糊で貼り付けること。ただし、当該貼り付け用紙を用いない場合も有効とする。

【入札書等郵送封筒用（中封筒・外封筒共通）】

〒399－8501
長野県北安曇郡松川村 76 番地５

松川村役場 総務課財政係　行

入札書等配達指定日
令和２年 10 月 29 日(木)

開　札　日　令和２年 10 月 30 日(金)
工　事　名　令和２年度　村営住宅細野団地改修工事
工事場所名　松川村　村営住宅細野団地
商号又は名称
住　　所
担 当 者 名
連絡先(電話)
連絡先(FAX)
連 絡 先(mail)